

平成28年11月24日

平成28年第4回  
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第 82 号	宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 83 号	宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	1 1
議案第 84 号	町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	1 3
議案第 85 号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	1 5
議案第 86 号	宮代町税条例等の一部を改正する条例について	1 7
議案第 87 号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	2 5
議案第 88 号	宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	3 0
議案第 89 号	宮代町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について	3 2
議案第 90 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	3 4
議案第 91 号	公益的法人等に派遣された職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例について	3 6
議案第 92 号	指定管理者の指定について	3 8
議案第 93 号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	3 9
議案第 94 号	平成 28 年度宮代町一般会計補正予算（第 3 号）について	4 0
議案第 95 号	平成 28 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	4 1
議案第 96 号	平成 28 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	4 2
議案第 97 号	平成 28 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	4 3
議案第 98 号	平成 28 年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	4 4

議案番号	件名	頁
議案第 99 号	平成28年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	45
議案第100号	平成28年度宮代町水道事業会計補正予算(第2号)について	46

議案第82号

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年11月24日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

人事院勧告に基づく町職員の給料改定等を行うため、宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
 (宮代町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町職員の給与に関する条例(昭和30年宮代町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則第6項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	144,000	191,500	218,000	250,900	284,600	318,800
	2	145,600	193,200	220,100	253,000	287,100	321,500
	3	147,200	194,900	222,200	255,100	289,600	324,200
	4	148,800	196,600	224,300	257,200	292,100	326,900
	5	150,500	198,400	226,500	259,200	294,600	329,500
	6	152,200	200,100	228,300	261,500	297,100	332,200
	7	153,900	201,900	230,100	263,800	299,600	334,900
	8	155,600	203,700	231,900	266,100	302,100	337,600
	9	157,300	205,200	233,600	268,200	305,000	340,200
	10	159,000	207,000	235,500	270,500	307,500	342,900
	11	160,700	208,700	237,400	272,800	310,200	345,600
	12	162,400	210,500	239,300	275,100	312,700	348,300
	13	164,000	212,100	241,100	277,400	315,300	351,000
	14	165,700	213,800	242,900	279,800	317,900	353,700
	15	167,400	215,500	244,700	282,200	320,500	356,400
16	169,100	217,200	246,500	284,600	323,000	359,100	

17	170,900	218,800	248,400	286,800	325,500	361,700
18	172,600	220,300	250,300	289,100	328,000	364,300
19	174,300	221,900	252,300	291,400	330,300	366,900
20	176,000	223,500	254,200	293,700	332,800	369,500
21	177,800	225,100	256,200	295,800	335,200	372,200
22	179,600	226,700	258,200	298,100	337,500	374,700
23	181,400	228,300	260,300	300,400	339,700	377,200
24	183,200	230,000	262,300	302,700	342,100	379,700
25	184,800	231,600	264,300	305,100	344,300	382,300
26	186,500	233,200	266,500	307,400	346,500	384,600
27	188,200	234,800	268,700	309,700	348,600	386,900
28	189,900	236,200	270,900	312,000	350,800	389,200
29	191,500	237,700	273,000	314,300	352,900	391,400
30	193,300	239,300	275,100	316,600	355,000	393,400
31	195,100	240,800	277,200	318,900	357,000	395,400
32	196,900	242,300	279,300	321,200	359,200	397,400
33	198,500	243,700	281,300	323,400	361,300	399,500
34	200,200	245,200	283,400	325,700	363,200	401,400
35	201,900	246,700	285,400	328,000	364,800	403,300
36	203,600	248,200	287,500	330,300	366,700	405,200
37	205,300	249,800	289,500	332,700	368,500	406,900
38	207,000	251,500	291,500	334,900	370,300	408,600
39	208,700	253,200	293,400	337,100	372,000	410,300
40	210,400	254,900	295,400	339,400	373,800	412,100
41	212,100	256,700	297,500	341,600	375,500	413,700
42	213,800	258,300	299,500	343,600	377,200	415,400
43	215,500	260,000	301,500	345,700	378,900	417,100

44	217,200	261,700	303,500	347,800	380,500	418,800
45	218,700	263,300	305,400	350,000	382,200	420,400
46	220,200	265,000	307,400	352,000	383,800	421,800
47	221,700	266,700	309,300	354,000	385,300	423,200
48	223,200	268,400	311,300	356,000	386,800	424,600
49	224,600	270,000	313,100	357,800	388,200	426,100
50	226,200	271,700	315,000	359,500	389,700	427,400
51	227,800	273,300	316,900	361,200	391,100	428,700
52	229,400	275,000	318,800	362,900	392,400	430,000
53	230,800	276,700	320,600	364,400	393,400	431,100
54	232,200	278,300	322,300	366,100	394,800	432,100
55	233,600	279,900	324,000	367,800	396,000	433,100
56	235,000	281,500	325,700	369,500	397,100	434,100
57	236,200	283,200	327,400	371,100	398,200	435,100
58	237,600	284,700	329,100	372,700	399,400	436,000
59	239,000	286,300	330,800	374,300	400,500	436,900
60	240,400	287,900	332,500	375,900	401,500	437,800
61	241,800	289,300	334,100	377,500	402,500	438,600
62	243,100	290,600	335,700	379,000	403,500	439,400
63	244,400	291,900	337,300	380,400	404,400	440,200
64	245,700	293,100	338,900	381,900	405,200	441,000
65	246,800	294,400	340,500	383,200	406,200	441,600
66	248,200	295,800	342,000	384,500	406,800	442,200
67	249,600	297,200	343,500	385,800	407,800	442,800
68	251,000	298,600	345,000	387,100	408,500	443,400
69	252,400	299,800	346,500	388,400	409,100	444,100
70	253,900	301,200	348,000	389,600	409,600	444,600

71	255,400	302,500	349,500	390,700	410,500	445,100
72	256,900	303,900	351,000	391,900	411,100	445,600
73	258,500	305,100	352,300	393,000	411,600	446,000
74	260,000	306,400	353,400	394,000	412,200	446,400
75	261,500	307,700	354,500	395,000	412,800	446,800
76	263,000	309,000	355,600	396,000	413,400	447,200
77	264,300	310,200	356,700	397,000	413,900	447,700
78	265,700	311,400	357,800	397,800	414,200	448,000
79	267,100	312,600	358,900	398,600	414,800	448,300
80	268,500	313,800	360,000	399,400	415,300	448,600
81	269,800	314,900	361,200	400,300	415,800	449,000
82	271,100	316,000	362,200	401,100	416,300	449,200
83	272,400	317,100	363,200	401,900	416,800	449,400
84	273,700	318,200	364,200	402,700	417,300	449,500
85	275,000	319,100	365,000	403,300	417,800	449,800
86	276,200	320,100	365,800	403,800	418,300	450,000
87	277,400	321,100	366,600	404,300	419,100	450,200
88	278,600	322,100	367,400	404,800	419,600	450,400
89	279,700	322,900	368,300	405,400	420,100	450,600
90	280,600	323,800	369,000	405,800	420,400	450,700
91	281,500	324,700	369,600	406,200	420,900	450,800
92	282,400	325,600	370,300	406,600	421,400	450,900
93	283,300	326,300	370,900	407,000	421,900	451,000
94	284,100	327,000	371,500	407,400	422,300	451,100
95	284,900	327,700	372,100	407,800	422,700	451,200
96	285,700	328,400	372,700	408,200	423,200	451,300
97	286,400	329,000	373,200	408,500	423,600	451,400

98	287,000	329,700	373,600	408,800	424,000	451,500
99	287,600	330,400	374,100	409,100	424,300	451,600
100	288,200	331,100	374,600	409,400	424,700	451,700
101	288,700	331,600	375,000	409,700	425,100	451,800
102	289,200	332,100	375,400	410,100	425,500	451,900
103	289,700	332,600	375,800	410,500	425,900	452,000
104	290,200	333,100	376,200	410,900	426,200	452,100
105	290,700	333,600	376,700	411,200	426,600	452,200
106	291,100	334,000	377,000	411,500	427,000	452,300
107	291,500	334,400	377,300	411,900	427,400	452,400
108	291,900	334,800	377,600	412,300	427,800	452,500
109	292,100	335,200	378,000	412,500	428,200	452,600
110	292,400	335,600	378,300	412,800	428,600	452,700
111	292,700	336,000	378,600	413,100	429,000	452,800
112	293,000	336,400	378,900	413,500	429,400	452,900
113	293,200	336,600	379,200	413,700	429,800	453,000
114	293,400	337,000	379,500	413,900	430,100	
115	293,600	337,400	379,800	414,100	430,400	
116	293,800	337,800	380,100	414,600	430,700	
117	293,900	338,000	380,200	414,900	431,000	
118	294,200	338,400	380,500	415,200	431,300	
119	294,500	338,800	380,800	415,500	431,600	
120	294,800	339,200	381,100	415,700	431,900	
121	295,000	339,400	381,200	415,900	432,200	
122	295,300	339,700	381,500	416,100		
123	295,600	340,000	381,800	416,300		
124	295,900	340,300	382,100	416,500		

	125	296,000	340,600	382,200	416,600		
	126	296,200	340,900	382,400	416,700		
	127	296,400	341,200	382,600	416,800		
	128	296,600	341,500	382,800	416,900		
	129	296,800	341,700	382,900	417,000		
	130		342,000	383,100			
	131		342,200	383,300			
	132		342,500	383,500			
	133		342,600	383,600			
	134		342,900	383,700			
	135		343,200	383,800			
	136		343,500	383,900			
	137		343,600	384,000			
	138		343,800				
	139		344,000				
	140		344,200				
	141		344,400				
	142		344,700				
	143		345,000				
	144		345,300				
	145		345,400				
再任用職員		214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

第2条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶

養親族としての子」という。)については1人につき10,000円とする。

第9条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号に該当する」を「扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第18条の3第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第6項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(宮代町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第18条の3第2項の改正規定及び附則第6項の規定を除く。)による改正後の

給与条例（附則第3項及び第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年宮代町条例第16号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第6項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の適用については、第8条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族としての子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、第9条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、  
「（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは  
「（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）  
（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に掲げる場合を除く。）  
（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に掲げる場合を除く。）」  
と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、

これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（町規則への委任）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第 83 号

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 11 月 24 日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合の改定を行うため、宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の205」を「100分の240」に改める。

第2条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の207.5」に、「100分の240」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

議案第84号

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出  
する。

平成28年11月24日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町長及び副町長の  
期末手当の支給割合の改定を行うため、町長及び副町長の給与等に関する条例の  
一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を  
提出するものである。

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 85 号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 11 月 24 日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、教育委員会教育長の期末手当の支給割合の改定を行うため、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 86 号

宮代町税条例等の一部を改正する条例について

宮代町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 11 月 24 日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）の施行に伴い、宮代町税条例等の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町税条例等の一部を改正する条例

### (宮代町税条例の一部改正)

第1条 宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第19条中「及び2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、

当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第

3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるの

は「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、

「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

（宮代町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 宮代町税条例の一部を改正する条例（平成27年宮代町条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項中「、新条例」を「、宮代町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中宮代町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の宮代町税条例（以下「新条例」という。）第

- 4 3 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第 4 3 条第 2 項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。
- 2 新条例附則第 6 条の規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
- 3 新条例第 4 8 条第 5 項及び第 5 0 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第 4 8 条第 3 項又は第 5 0 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。
- 4 新条例附則第 2 0 条の 2 の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 1 2 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 1 6 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 1 2 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 1 6 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用する。

議案第 87 号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 11 月 24 日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提 案 理 由

宮代町国民健康保険の適正な運営を図るため、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額」を「所得割額及び被保険者均等割額の合算額」に改め、同項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第3条第1項中「100分の5.7」を「100分の6.1」に改める。

第4条を次のように改める。

### 第4条 削除

第5条中「9,000円」を「28,200円」に改める。

第5条の2を削る。

第7条中「5,000円」を「9,600円」に改める。

第12条第1項中「第8期 翌年2月1日から同月末日まで」を「第8期 翌年2月1日から同月末日まで

第9期 翌年3月1日から同月31日まで」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（税額の端数計算の特例）

第12条の2 普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第23条中「及びイ」を削り、「52万円」を「54万円」に、「ウに掲げる額」を「イに掲げる額」に、「17万円」を「19万円」に、「エに掲げる額」を「ウに掲げる額」に改め、同条第1号ア中「6,300円」を「19,740円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「3,500円」を「6,720円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを同号ウとし、同条第2号中「特定同一世帯所属者」の次に「（国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」を加え、同号ア中「4,500円」を「14,100円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「2,500円」を「4,800円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを同号ウとし、同条第3号ア中「1,800円」を「5,640円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「1,000円」を「1,920円」に改め、同号ウを同号イに、同号エを同号ウとする。

附則第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項を第12項として、第9項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯

所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項を第12項として、第9項の次に次の2項を加える改正規定及び附則第6項の規定は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成29年度分及び平成30年度分の国民健康保険税に限り、次の各号のすべての要件に該当する世帯の納税義務者は、この条例による改正後の宮代町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第25条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に規定する減免の申請をすることができるものとする。
- (1) 平成29年3月31日現在において宮代町国民健康保険の被保険者である者を含む世帯であって、各年度の賦課期日現在において平成29年3月31日から引き続き当該世帯の被保険者である者を含む世帯
- (2) 各年度分の国民健康保険税に係る新条例第3条の規定により算定される基礎控除後の総所得金額等が600万円以下である世帯
- (3) 各年度の賦課期日現在における被保険者を基準として、新条例の規定により算定される国民健康保険税額からこの条例による改正前の宮代町国民健康保険税条例の規定により算定される国民健康保険税額を控除した額（以下「減免判定差額」という。）が、附則第3項の表の判定基準を満たす世帯
- 3 前項の規定により国民健康保険税の減免の対象となる額は、次の表に定めるとおり算定する。この場合において、同表ア及びイのいずれにも該当する世帯については、減免の対象となる額が大きい額を減免の対象となる額とする。

	判定基準	減免の対象となる額
ア	減免判定差額が120,000円を超える世帯	平成29年度分については、減免判定差額から120,000円を控除した額。ただし、第1期の納期（新条例第12条で定める納期をいう。以下同じ。）後における減免申請については、減免判定差額から120,000円を控除した額を9で除し、減免申請日以後の納期の数を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額）とする。
		平成30年度分については、減免判定差額から120,000円を控除した額の2分の1に相当する額（この額に100円未満の端数があるときはその端数を切り上げた額）。ただし、第1期の納期後における減免申請については、減免判定差額から120,000円を控除した額の2分の1に相当する額を9で除し、減免申請日以後の納期の数を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額）とする。
イ	減免判定差額を当該年度の賦課期日現在における被保険者数で除して得た額（以下「減免算定額」という。）が20,400円を超える世帯	平成29年度分については、減免算定額から20,400円を控除した額に当該年度の賦課期日現在における被保険者数を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときはその端数を切り上げた額）。ただし、第1期の納期後における減免申請については、減免算定額から20,400円を控除した額に当該年度の賦課期日現在における被保険者数を乗じて得た額を9で除し、減免申請日以後の納期の数を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額）とする。

	平成30年度分については、減免算定額から20,400円を控除した額に当該年度の賦課期日現在における被保険者数を乗じて得た額の2分の1に相当する額(この額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額)。ただし、第1期の納期後における減免申請については、減免算定額から20,400円を控除した額に当該年度の賦課期日現在における被保険者数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を9で除し、減免申請日以後の納期の数を乗じて得た額(この額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額)とする。
--	--

- 4 附則第2項に該当する世帯で、各年度の賦課期日後に新条例第13条の規定により税額が減額となる場合には、同条の算定の基礎となる被保険者を基準に、附則第2項第3号の減免判定差額及び前項の減免の対象となる額を改めて算定するものとする。
- 5 新条例の規定(附則第10項及び第11項の規定を除く。)は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 6 新条例の規定(附則第10項及び第11項の規定に限る。)は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

議案第 88 号

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 11 月 24 日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提 案 理 由

国民健康保険法の一部改正を踏まえ、宮代町国民健康保険条例の一部を改正したので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険条例（昭和34年宮代町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

議案第 89 号

宮代町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について  
宮代町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 11 月 24 日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提 案 理 由

埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、宮代町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

宮代町在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第26条の2第1号及び第2号」を「第17条第2号及び第26条の2第1号」に、「第1条第9号」を「第14条第3号」に、「収容されている者」を「入所している者」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第90号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について  
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年11月24日提出

宮代町長 榎本和男

提案理由

平成29年度において埼玉県町村会へ当町職員を派遣するため公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年宮代町条例第1号）の  
一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 埼玉県町村会

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第91号

公益的法人等に派遣された職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例について

公益的法人等に派遣された職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年11月24日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき派遣される職員の災害補償に係る処遇の特例を定めるため、公益的法人等に派遣された職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

公益的法人等に派遣された職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等に派遣された職員の災害補償に係る処遇について、必要な特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「公益的法人等に派遣された職員」（以下「派遣職員」という。）は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年宮代町条例第1号）第2条第1項の規定により公益的法人等に派遣された職員をいう。

(派遣職員の業務上等の災害に対する給付に係る補償)

第3条 町は、派遣職員の、その派遣された公益的法人等における業務上の事由又は通勤による災害に対する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付等が、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定による補償等に満たないときは、その派遣職員又はその遺族に対し、その満たない分に相当する額の補償を行うものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 議案第92号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称 はらっパーク宮代

施設の所在地 宮代町字金原295番地

#### 2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 日本環境マネジメント株式会社

団体の所在地 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号

#### 3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月24日提出

宮代町長 榎本和男

### 提案理由

はらっパーク宮代の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第93号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
次の者を宮代町教育委員会の委員に任命することについて同意を求める。

1 住 所

2 氏 名 田 中 卓 也

3 生年月日

平成28年11月24日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提 案 理 由

新たに田中卓也氏を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第94号

平成28年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について  
平成28年度宮代町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成28年11月24日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

国補正予算を活用した小学校空調設備設置工事の実施、職員の給与改定、国県支出金の採択及びふるさと納税の増などに伴い、平成28年度宮代町一般会計予算に2億4,112万1,000円を追加し、総額を101億6,379万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第95号

平成28年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
平成28年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成28年11月24日提出

宮代町長 榎本和男

提案理由

事業実績に基づく保険給付費の増及び職員の給与改定等に伴い、平成28年度宮代町国民健康保険特別会計予算に2,853万2,000円を追加し、総額を48億7,668万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第96号

平成28年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
平成28年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成28年11月24日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い、平成28年度宮代町介護保険特別会計予算から121万4,000円を減額し、総額を26億2,908万7,000円とすること及び債務負担行為の追加補正として高齢者等介護用品支給業務委託等3事業を追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第97号

平成28年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  
平成28年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり  
提出する。

平成28年11月24日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い、平成28年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に  
9万7,000円を追加し、総額を4億3,502万円とすることについて、地方自  
治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第98号

平成28年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について  
平成28年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり  
提出する。

平成28年11月24日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い、平成28年度宮代町公共下水道事業特別会計予算に  
10万5,000円を追加し、総額を9億2,599万円とすることについて、地  
方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第99号

平成28年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について  
平成28年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成28年11月24日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い、平成28年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に6,000円を追加し、総額を5,828万3,000円とすること及び債務負担行為の追加補正として農業集落排水処理施設汚泥運搬業務委託を追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第100号

平成28年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について  
平成28年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。  
平成28年11月24日提出

宮代町長 榎本和男

#### 提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い、平成28年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用に74万9,000円を追加し、総額を7億3,135万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。